

大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱

制 定 平成 2 年 7 月 1 日
最近改正 平成 26 年 3 月 3 日

(目的)

第1 この要綱は、地区計画に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の3第1項の規定に基づく認定及び同条第4項の規定に基づく許可、法第68条の4の規定に基づく認定、法第68条の5の3第2項の規定に基づく許可並びに法第68条の5の5第1項及び同条第2項の規定に基づく認定に關し必要な事項を定めることにより、これらの認定及び許可の適正な運用を図り、公共施設の整備、オープンスペースの確保、緑化の推進及び良好な住宅の供給等を誘導し、もって市街地環境の整備改善に資することを目的とする。

(適用区域)

第2 この要綱は、地区計画（再開発等促進区（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）第12条の5第3項に規定する再開発等促進区をいう。以下同じ。）、誘導容積型（都計法第12条の6の規定による地区計画をいう。以下同じ。）、高度利用型（都計法第12条の8の規定による地区計画をいう。以下同じ。）及び街並み誘導型（都計法第12条の10の規定による地区計画をいう。以下同じ。）の区域内の建築物に適用する。ただし、平成元年大阪市告示第843号による船場都心居住促進地区地区計画の区域内の建築物については、別に定める「船場都心居住促進地区地区計画にかかる認定及び許可取扱要綱」によるものとする。

(運用方針)

第3 この要綱による地区計画に係る認定及び許可は、当該地区計画の内容並びに別に定める「大阪市地区計画に係る認定及び許可取扱要綱実施基準（再開発等促進区）」、「大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（誘導容積型）」、「大阪市地区計画に係る許可取扱要綱実施基準（高度利用型）」又は「大阪市地区計画に係る認定取扱要綱実施基準（街並み誘導型）」に適合する建築物であつて、かつ、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについて行う。

なお、法第68条の3第4項の規定に基づく許可については、同条第5項の規定により、法第68条の5の3第2項の規定に基づく許可については、同条第3項の規定により本市建築審査会の同意を必要とする。

(認定申請及び許可申請)

第4 法第68条の3第1項の規定による認定を申請しようとする者は、法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の4の2第1項に定める認定申請書に、大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号。以下「細則」という。）第3条の2第3項に定める図書及び同条第8項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。

- 2 第68条の3第4項の規定による許可を申請しようとする者は、規則第10条の4第1項に定める許可申請書に、細則第3条第5項及び第7項に定める図書並びに同条第8項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定及び許可申請（再開発等促進区）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 3 法第68条の4の規定による認定を申請しようとする者は、規則第10条の4の2第1項に定める認定申請書に、細則第3条の2第3項に定める図書及び同条第8項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定申請（誘導容積型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 4 法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者は、規則第10条の4第1項に定める許可申請書に、細則第3条第5項及び第7項に定める図書並びに同条第8項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る許可申請（高度利用型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。
- 5 法第68条の5の5第1項及び同条第2項の規定による認定を申請しようとする者は、規則第10条の4の2第1項に定める認定申請書に、細則第3条の2第3項に定める図書及び同条第8項の規定に基づき「大阪市地区計画に係る認定申請（街並み誘導型）の手続き要領」に定める図書を添えて提出すること。

（事務）

第5 この要綱の実施についての事務は、都市計画局建築指導部建築企画課において行う。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から実施する。
この要綱は、平成2年12月1日から実施する。
この要綱は、平成7年2月15日から実施する。
この要綱は、平成11年6月1日から実施する。
この要綱は、平成15年1月1日から実施する。
この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
この要綱は、平成22年5月31日から実施する。
この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
この要綱は、平成26年3月3日から実施する。

（参考：改正経過）

平成2年12月	改正内容	再開発地区計画の条項変更 第68の3→第68の5
平成7年2月	改正内容	誘導容積型（セットバック誘導型）地区計画の創設による整備
平成11年6月	改正内容	建築基準法の改正等に伴う条文整備
平成15年1月	改正内容	建築基準法の改正等に伴う条文整備
平成15年4月	改正内容	機構改革 指導課 ⇒ 建築企画課
平成19年4月	改正内容	機構改革 住宅局 建築企画課 ⇒ 計画調整局 建築企画担当
平成22年5月	改正内容	「街並み誘導型」の追加

地区計画の種類について法による定義を追記
申請図書の参照規定を整理

平成 23 年 4 月 改正内容 機構改革 建築企画担当 ⇒ 建築企画課

平成 25 年 4 月 改正内容 機構改革 計画調整局 ⇒ 都市計画局

平成 26 年 3 月 改正内容 「高度利用型」の追加

地区計画の種類について法による定義を追記
申請図書の参照規定を整理